

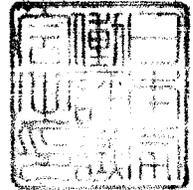
団体交渉申入書

2023年8月2日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404
日本労働評議会 中央執行委員会

	委員長	長谷川 清輝
同	茨城県本部委員長	工藤 貴史
同	筑波大学分会	竹谷 悦子
		吉原 ゆかり



別紙のとおり、下記の日時場所において団体交渉を行うよう、団交申入れを行います。本年8月10日（木）までに、本文書に対しファックス（03-6908-9194）にて回答してください。

記

- 一、日時 以下のいずれかの日、午後18時からを希望します。
2023年8月21日（月）
同年8月22日（火）
- 一、場所 貴学の会議室を希望します。
- 一、議題 本申入書別紙に記載します。
- 一、出席者 当組合側からは、竹谷組合員、吉原組合員、工藤茨城県本部委員長、労評顧問指宿弁護士、その他本部役員が出席予定です。
貴学側からは、永田学長の出席を求めます。

以上

【別紙】

一、貴学にて雇用された大学教員は、満63歳に達した日後の最初の4月1日以降から定年による退職日（満65歳に達した日以後における最初の3月31日）に至るまでの2年間の給与につき、一律に年俸制へと移行したうえで、該当する号俸の70%に相当する額に減額することとされています（国立大学筑波大学本部等職員の給与に関する規則第2条2項、国立大学筑波大学特定基本年俸職員の給与に関する規程第5条。以下、これを「定年前2年間給与減額制度」と言います）。定年前2年間給与減額制度が導入されたのは2015年4月1日からであり（平27.3.26法人規程第11号）、したがってこの時点において、就業規則の変更による労働条件の不利益変更が行われたこととなります。

定年前2年間給与減額制度による不利益変更は、第一に賃金が30%減額されるという点で労働者に与える不利益の程度が極めて大きいこと、第二に大学経営上の変更の必要性が大きいとは言えないこと、第三にこの制度により給与を減額される大学教員については所定勤務時間も減ることとされていますが（国立大学筑波大学本部等職員就業規則第47条第2項。以下、この措置を「所定勤務時間減少措置」と言います）、この労働時間の減少は必ずしも不利益の代償または緩和措置とは言えないこと（それを望まない労働者もいると思われまゝ）、また労働時間の減少は約23%程度と賃金の減少の割合よりも少ないこと、さらに裁量労働制の下ではこれが実質的な労働時間の減少をもたらすとは言えず、逆に実際の労働時間が増えることもありうること（国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第8条）、第四に変更前に労働者に対して説明がなされ、理解を得るための努力がなされたとは言えないこと（労働組合との協議が行われたかについても不明であること）などから、就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであると認められず、無効であると思料します（労働契約法第9条、第10条）。

以上により、当組合の組合員に対し、今後、定年前2年間給与減額制度による給与の減額が行われないことの確認を求めます。また、貴学においてこの点を認めないのであれば、その理由を説明することを求めます。

二、貴学にて、入学試験が行われる際等に、教員が休日労働（就労義務のない土曜日、日曜日もしくは祝日における労働）を命じられることがあります。

それに対する賃金が支払われておりません。これを支払うことを求めます。具体的には、2021年から2023年に行われた入学試験関連の休日労働に対する賃金の支払いを求めるとともに、2024年以降については、大学としてこれを遵守することの確認をすることを求めます。

なお、貴学においては、入試対応等のため休日労働を行った教員に振替休日を取るよう「要請」し、教員がこれに応じざるを得ないという運用がなされています。しかし、振替休日とされた日においても、実際には教員は働いているのであり、振替休日は無償労働をしていることとなります。このような、教員に無償労働を強いるような違法なやり方は、直ちにやめることを求めます。

以上